

## 情報格付け取扱手順の整備について

引用	学術情報センター年報 情報. 23, p.22-25
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10466/15630">http://hdl.handle.net/10466/15630</a>

## 情報格付け取扱手順の整備について

情報システム室 片上 伸夫

### 1. 要旨

本学における情報セキュリティの維持・確保のための活動については、年度毎に「活動計画の立案」→「実施状況の評価」→「次年度計画の反映」のサイクルで取り組んでいるが、2016年度は、従来の活動に加え、学内で取扱う各種情報（電子データ）の情報セキュリティレベルの格付けと、その格付け結果をふまえた取扱いの手順の整備に新たに取り組み、「大阪府立大学情報格付け取扱手順」としてまとめ、2017年度より施行することとした。

### 2. 目的

従来、「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティに関する業務実施手順書」などにより、電子データ化された各種情報の取扱いについて規定してきているが、統一的な情報のセキュリティレベルの格付けと、それに沿った取扱いの手順を明確にして全学で共有することにより、個人の判断ではなく組織として統一的な運用を行えるようにすることにより、より一層の情報セキュリティ確保を図るものである。

### 3. 検討経緯概要

#### (1) 情報格付けの取扱手順について

情報格付けの取扱手順の検討にあたっては、NII（国立情報学研究所）の「情報格付け基準」、「情報格付け取扱手順」や、外部公開されている他大学における先行事例を参照しつつ、情報格付け基準と格付けに応じた取扱方法、情報格付けの決定のプロセスの他、情報の利用、保存・管理、持ち出し、移送、消去時の運用について検討を行った。

#### (2) 情報格付けの判断例について

学内で取り扱っている様々な情報の洗い出しを行い、各々の情報について情報格付け（案）をまとめた上で、その妥当性について、教員・職員双方の業務の視点で、情報セキュリティの確保と業務の効率性のバランスを保つことをポイントに検討を行い、196種類の情報について、情報格付けの具体的な判断例を作成した。

#### (3) 検討の進めかたについて

情報システム委員会専門部会（教員組織から14名、事務組織から7名、事務局として情報システム室5名で構成）で検討を行うこととし、検討結果を情報システム委員会で審議することで進めることとした。検討経緯は以下の通りである。

項番	内容	委員会
1	情報の種類、格付け、取扱い制限の事例収集と検討叩き台の作成。(事務局)	
2	叩き台をもとに、内容と検討の進め方について意見交換。	第 1 回情報システム委員会専門部会 (6月1日)
3	情報の洗い出しと整理作業の試行と、試行した手順にもとづいたスケジュールの検討。(事務局)	
4	試行した情報の洗い出し結果、情報格付け、取扱制限の意見交換、進め方・スケジュールの合意形成。	第 2 回情報システム委員会専門部会 (8月4日)
5	機密として扱うべき情報の洗い出し、及び各組織内での意見収集。(専門部会委員) 各委員からの情報の洗い出し結果の収集・整理。(事務局) 機密性の定義・取扱制限見直し案検討。(事務局)	
6	機密性の定義・取扱制限見直し案の検討。 各委員からの情報の洗い出し結果の共有、意見交換。	第 3 回情報システム委員会専門部会 (10月5日)
7	情報の洗い出し結果をもとに情報格付けの検討。(専門部会委員) 各委員による情報格付け検討結果の整理。(事務局) 情報格付け取扱手順(案)の作成。(事務局)	
8	情報格付け取扱手順(案)の検討。 各委員による情報格付け結果の共有と意見交換。	第 4 回情報システム委員会専門部会 (11月25日)
9	情報格付け取扱手順(案)の審議。	第 3 回情報システム委員会 (12月8日)
10	各委員による情報格付け結果の精査と事務局への意見提出。(専門部会委員) 提出された意見をふまえ、情報格付け及び取扱制限の判断例(案)作成。(事務局)	
11	情報格付け及び取扱制限の判断例(案)をもとに情報格付けに関する委員の意見相違がある情報について検討。	第 5 回情報システム委員会専門部会 (12月26日)
12	情報格付けに関する意見相違がある情報についての検討とまとめ。(事務局)	

13	情報格付け取扱手順（案）及び情報格付け判断例（案）の審議。	第 4 回情報システム委員会 (1月31日)
14	各委員からの意見収集継続と意見に対する判断例（案）の検討。（事務局）	
15	情報格付け判断例（案）の検討。	第 6 回情報システム委員会専門部会 (3月1日)
16	情報格付け取扱手順（案）及び情報格付け判断例（案）の審議。	第 5 回情報システム委員会 (3月14日)

#### (4) 検討結果の学内共有

検討結果を、「大阪府立大学情報格付け取扱手順」としてまとめて施行するとともに、教職員向け、学生向けに「大阪府立大学情報格付け取扱手順（概要版）」（日本語・英語）も作成し、学内で共有することとした。

## 4. 格付けの区分と取扱についての概要

情報の格付けは、情報の機密性をもとに機密性 1～機密性 5 の 5 段階に分類する基準を設定することとした（機密性 0（外部公開）含めると 6 段階）。

各機密性にそって、メール送信可否、暗号化の要否、複製・再利用の可否について決定した。

## 5. 今後の取組み

情報格付け取扱手順に沿った運用は、本学においては新しい取り組みであり、学内での周知・啓発、手順や情報格付け判断例の改善などについて、中・長期的に取り組みを継続し、全学的な運用の浸透、習慣化を図っていく。

### (1) 啓発

今後、情報セキュリティ研修の一環で、情報格付け取扱手順についての説明を行うなど、情報セキュリティに関する啓発活動を行っていく。

### (2) 情報格付け判断例の鮮度の維持

情報格付け取扱手順では、格付け及び取扱制限の見直しについて以下としており、適

宜反映・共有する。

- ・教職員等は、元の情報への修正、追加、削除のいずれもないが、元の格付け又は取扱制限がその時点で不相当と考えるため、他者が指定した情報の格付け及び取扱制限を見直す必要があると思料する場合には、部局情報セキュリティ推進者に相談すること。
- ・部局情報セキュリティ推進者は情報の格付け及び取扱制限について見直しを行う必要性の有無を検討し、必要があると認めた場合には、情報システム委員会に申し出ること。
- ・大学統括情報セキュリティ責任者は、情報の格付け及び取扱制限を見直した場合には、その旨を可能な限り周知し、同一の情報が異なる格付け及び取扱制限とならないように努めること。

### (3) 運用状態の確認と改善

各部局における情報格付け手順の運用状況を確認し、情報格付け取扱手順への改善事項があれば反映していく。また、今回は、まずは機密性の視点から情報格付け取扱手順をまとめたが、今後、完全性・可用性の視点からも検討を継続していく。